

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

平成二十六年十二月二十四日

三重県規則第七十三号

改正 平成二八年 三月二二日 三重県規則第三〇号 平成二八年 七月 七日 三重県規則第六三号

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布します。

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年三重県条例第九十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(職員の数)

第三条 条例第十三条第三項の幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下ってはならない。

園児の区分	員数
一 満四歳以上の園児	おおむね三十人につき一人
二 満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね二十人につき一人
三 満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人
四 満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人

備考

- この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第九項において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項の登録（以下この号において「登録」という。）を受けた者に限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。
- この表に定める員数は、同表の上欄の園児の区分ごとに下欄の園児の数に応じ定める数を合算した数とする。
- この表の第一号及び第二号に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。
- 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を一人増加するものとする。

一部改正〔平成二八年規則六三号〕

(園舎及び園庭)

第四条 条例第十五条第三項の園舎及び園庭に関し必要な基準は、次項から第六項までに定めるところによる。

- 園舎は、二階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、三階建以上とすることができる。
- 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は、一階に設けるものとする。ただし、園舎が第九条第一号、第二号及び第六号に掲げる要件を満

たすときは保育室等を二階に、前項ただし書の規定により園舎を三階建以上とする場合であって、同条第二号から第八号までに掲げる要件を満たすときは保育室等を三階以上の階に設けることができる。

- 4 前項ただし書の場合において、三階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満三歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。
- 5 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。
 - 一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積
一学級	百八十平方メートル
二学級以上	百平方メートルに学級数から二を減じて得た数を乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えて得た面積

- 二 満三歳未満の園児の数に応じ、次条第三項の規定により算定した面積
- 6 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

- 一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積
 - イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積
二学級以下	三十平方メートルに学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えて得た面積
三学級以上	八十平方メートルに学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えて得た面積

- ロ 満三歳以上の園児一人につき三・三平方メートル
 - 二 満二歳以上満三歳未満の園児一人につき三・三平方メートル
(園舎に備えるべき設備)

第五条 条例第十六条第六項の園舎に備えるべき設備に関し必要な基準は、次項及び第三項に定めるところによる。

- 2 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。
- 3 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定めるものとする。
 - 一 乳児室の面積は、満二歳未満の園児のうちほふくしないもの一人につき一・六五平方メートル以上であること。
 - 二 ほふく室の面積は、満二歳未満の園児のうちほふくするもの一人につき三・三平方メートル以上であること。
 - 三 乳児室及びほふく室を一の部屋として満二歳未満の園児の保育を行う場合には、満二歳未満の園児の安全等を確保するため、満二歳未満の園児のうちほふくしないもの一人につき一・六五平方メートル以上、満二歳未満の園児のうちほふくするもの一人につき三・三平方メートル以上の面積を確保すること。
 - 四 保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上の園児一人につき一・九八平方メートル以上であること。
(設備の基準の特例)

第六条 条例第三十条第一項の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- 一 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、当該幼保連携型認定こども園の管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得る体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- 二 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所及び市町等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にあること等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- 三 調理業務を委託するときは、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、当該調理業務を適切に遂行できる能力を有する者を当該調理業務の受託者と

すること。

四 保育を必要とする子どもに該当する園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事を提供するとともに、アレルギー、アトピー等に配慮し、必要な栄養量を与えること等保育を必要とする子どもに該当する園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

五 食を通じた保育を必要とする子どもに該当する園児の健全育成を図る観点から、保育を必要とする子どもに該当する園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画を作成し、当該計画に基づき食事を提供するよう努めること。

2 条例第三十条第二項の設備の基準の特例に関し必要な基準は、構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二条第一項に規定する構造改革特別区域内における公立幼保連携型認定こども園（地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園をいう。以下この項において同じ。）が、同法第四条第九項に規定する内閣総理大臣の認定を受けたときの当該公立幼保連携型認定こども園の満三歳未満の園児に対する食事の提供について、前項の規定を準用することとする。

一部改正〔平成二八年規則三〇号〕

（教育及び保育を行う期間及び時間）

第七条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、三十九週を下ってはならないこと。

二 教育に係る標準的な一日当たりの時間（次号において「教育時間」という。）は、四時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。

三 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満三歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、一日につき八時間を原則とすること。

2 前項第三号の時間については、その地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

（食事）

第八条 幼保連携型認定こども園において、保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法（条例第十七条第二項の規定により、当該幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 幼保連携型認定こども園において、保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、その献立は、変化に富み、保育を必要とする子どもに該当する園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとするよう努めなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養量並びに保育を必要とする子どもに該当する園児の心身の状況及び嗜（し）好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

5 幼保連携型認定こども園の設置者は、保育を必要とする子どもに該当する園児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

（設備）

第九条 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この条において「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次の第一号、第二号及び第六号に掲げる要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次の第二号から第八号までに掲げる要件に該当するものであることとする。

一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物であること。

二 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる設備が一以上設けられていること。

階	区分	設備
二階	常用	一 屋内階段
		二 屋外階段

	避難用	<ul style="list-style-type: none"> 一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。） 二 待避上有効なバルコニー 三 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 四 屋外階段
三階	常用	<ul style="list-style-type: none"> 一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 二 屋外階段
	避難用	<ul style="list-style-type: none"> 一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。） 二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 三 屋外階段
四階以上	常用	<ul style="list-style-type: none"> 一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 二 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	<ul style="list-style-type: none"> 一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。） 二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 三 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

- 三 前号の表に掲げる設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。
- 四 調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。）以外の部分と調理室の部分が、建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。
- イ スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
- ロ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- 五 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料により行っていること。
- 六 保育室等園児が出入りし、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

七 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

八 カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

一部改正〔平成二八年規則六三号〕

(保護者との連絡)

第十条 園長は、園児の保護者と常に密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等について、当該保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。次項において「一部改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)

2 施行日から起算して五年間は、第三条の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園（一部改正法附則第三条第一項の規定により法第十七条第一項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園（一部改正法による改正前の法第七条第一項に規定する認定こども園である一部改正法による改正前の法第三条第三項に規定する幼保連携施設（幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。）をいう。）をいう。次項において同じ。）の職員配置については、なお従前の例によることができる。

3 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第四条及び第五条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)

4 施行日から起算して五年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第三条の規定の適用については、同条の表備考第一号中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

5 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項から附則第七項までにおいて同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第四条第三項及び第六項並びに第五条第三項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句												
第四条第三項	第九条第一号、第二号及び第六号に掲げる要件を満たす	耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える												
第四条第六項	一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積 <table border="1"><thead><tr><th>学級数</th><th>面積</th></tr></thead><tbody><tr><td>二学級以下</td><td>三十平方メートルに学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えて得た面積</td></tr><tr><td>三学級以上</td><td>八十平方メートルに学級数から三を減じて得</td></tr></tbody></table>	学級数	面積	二学級以下	三十平方メートルに学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えて得た面積	三学級以上	八十平方メートルに学級数から三を減じて得	一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積 <table border="1"><thead><tr><th>学級数</th><th>面積</th></tr></thead><tbody><tr><td>二学級以下</td><td>三十平方メートルに学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えて得た面積</td></tr><tr><td>三学級以上</td><td>八十平方メートルに学級数から三を減じて得</td></tr></tbody></table>	学級数	面積	二学級以下	三十平方メートルに学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えて得た面積	三学級以上	八十平方メートルに学級数から三を減じて得
学級数	面積													
二学級以下	三十平方メートルに学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えて得た面積													
三学級以上	八十平方メートルに学級数から三を減じて得													
学級数	面積													
二学級以下	三十平方メートルに学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えて得た面積													
三学級以上	八十平方メートルに学級数から三を減じて得													

	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>た数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えて得た面積</td> </tr> </table> <p>ロ 満三歳以上の園児一人につき三・三平方メートル</p>		た数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えて得た面積	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>た数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えて得た面積</td> </tr> </table>		た数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えて得た面積
	た数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えて得た面積					
	た数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えて得た面積					
第五条第三項	<p>一 乳児室の面積は、満二歳未満の園児のうちほふくしないもの一人につき一・六五平方メートル以上であること。</p> <p>二 ほふく室の面積は、満二歳未満の園児のうちほふくするもの一人につき三・三平方メートル以上であること。</p> <p>三 乳児室及びほふく室を一の部屋として満二歳未満の園児の保育を行う場合には、満二歳未満の園児の安全等を確保するため、満二歳未満の園児のうちほふくしないもの一人につき一・六五平方メートル以上、満二歳未満の園児のうちほふくするもの一人につき三・三平方メートル以上の面積を確保すること。</p> <p>四 保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上の園児一人につき一・九八平方メートル以上であること。</p>	<p>一 乳児室の面積は、満二歳未満の園児のうちほふくしないもの一人につき一・六五平方メートル以上であること。</p> <p>二 ほふく室の面積は、満二歳未満の園児のうちほふくするもの一人につき三・三平方メートル以上であること。</p> <p>三 乳児室及びほふく室を一の部屋として満二歳未満の園児の保育を行う場合には、満二歳未満の園児の安全等を確保するため、満二歳未満の園児のうちほふくしないもの一人につき一・六五平方メートル以上、満二歳未満の園児のうちほふくするもの一人につき三・三平方メートル以上の面積を確保すること。</p>				

6 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第四条第三項、第五項及び第六項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句						
第四条第五項	<p>一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1"> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> <tr> <td>一学級</td> <td>百八十平方メートル</td> </tr> <tr> <td>三学級以上</td> <td>百平方メートルに学級数から二を減じて得た数を乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えて得た面積</td> </tr> </table>	学級数	面積	一学級	百八十平方メートル	三学級以上	百平方メートルに学級数から二を減じて得た数を乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えて得た面積	<p>一 満三歳以上の園児の数に応じ、次条第三項の規定により算定した面積</p>
学級数	面積							
一学級	百八十平方メートル							
三学級以上	百平方メートルに学級数から二を減じて得た数を乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えて得た面積							
第四条第六項	<p>一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1"> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </table>	学級数	面積	<p>一 満三歳以上の園児一人につき三・三平方メートル</p>				
学級数	面積							

二学級以下	三十平方メートルに学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えて得た面積
三学級以上	八十平方メートルに学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えて得た面積
ロ 満三歳以上の園児一人につき 三・三平方メートル	

- 7 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（第四条第六項第一号に掲げる面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、当分の間、条例第十五条第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満三歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。
- 一 園児が安全に移動できる場所であること。
 - 二 園児が安全に利用できる場所であること。
 - 三 園児が日常的に利用できる場所であること。
 - 四 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

（職員の数に係る特例）

- 8 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第三条本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が一人となる場合には、当分の間、同条の規定により置かなければならない職員のうち一人は、同条の表備考第一号の規定にかかわらず、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。

追加〔平成二八年規則六三号〕

- 9 第三条の表備考第一号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

追加〔平成二八年規則六三号〕

- 10 一日につき八時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第三条の表備考第一号に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

追加〔平成二八年規則六三号〕

- 11 前二項の規定により第三条の表備考第一号に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同条の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。

追加〔平成二八年規則六三号〕

附 則（平成二十八年三月二十二日三重県規則第三十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年七月七日三重県規則第六十三号）

この規則は、公布の日から施行する。